



資料3

第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

平成26年1月22日 保育家庭支援課作成

平成 26 年 1 月 28 日

長野市社会福祉審議会  
委員長 立岩 睦秀 様

長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
会長 塚田 和子

平成 26 年度長野市の保育所保育料について（報告）

平成 25 年 5 月 31 日付け 25 厚第 1 号で社会福祉審議会に諮問され、  
本分科会に調査・審議を付託されましたこのことについて、慎重に  
審議した結果、当分科会の意見は、下記のとおりです。

記

平成 26 年度の本市の保育所保育料の設定に当たっては、次の趣旨  
から、現行保育料を原則据え置きとする。

(趣旨)

1 保育に要する経費と保育料について

保育所の運営に要す経費は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっております。

この運営費は、保護者負担金と公費とで負担することになっており、保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、本市は、子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

2 これまでの審議経過について

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 22 年度の保育料は、国が保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層を新設したことから、長野市も高所得者層に新たに 1 階層を新設して、その他の階層については、据置きました。

また、平成 22 年度の税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除に係る年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、平成 24 年度以降の保育料については、国からの通知に基づき、その影響が生じないように取り扱っております。

3 国の動向

東日本大震災からの復興のための必要な財源を確保するため、復興特別所得税が創設されましたが、所得税額等を基に算定する保育料については、現行の取扱いのままとする国の方針が示されています。

4 平成 26 年度の長野市保育所保育料の方針について

国の方針に基づき、保育料の算定については、復興特別所得税による影響を生じさせないようにするとともに、少子化対策の一環として、子育て世帯への負担軽減の配慮し、平成 26 年度の長野市保育所保育料は、据え置きとしたいと考えています。

5 保育料徴収基準額（月額）について

別紙のとおり

平成26年度保育料徴収基準額表(月額)(案) 長野市

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B1	A階層及びD階層を除く、25年分所得税非課税世帯	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 ( 900 )	1,200 ( 600 )
C1	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯(注)②	8,900 ( 4,450 )	6,600 ( 3,300 )
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 ( 4,950 )	7,600 ( 3,800 )
D1	A階層を除く 25年分所得 税課税世帯 で、その所 (注)③ 得税額が右 の区分に該 当する世帯	7,500 円未満	14,200 ( 7,100 )	11,900 ( 5,950 )
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400 ( 9,700 )	16,800 ( 8,400 )
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500 ( 12,250 )	21,700 ( 10,850 )
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500 ( 15,750 )	25,200 ( 12,600 )
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500 ( 20,250 )	26,100 ( 13,050 )
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000 ( 22,000 )	26,600 ( 13,300 )
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500 ( 25,250 )	27,200 ( 13,600 )
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600 ( 26,800 )	28,700 ( 14,350 )
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500 ( 27,250 )	29,600 ( 14,800 )
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600 ( 27,800 )	30,700 ( 15,350 )
D11		734,000 円以上	56,700 ( 28,350 )	31,800 ( 15,900 )

- (注) ① 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は( )内の額に軽減されます。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料です。
- 保育園以外の幼稚園、認定こども園等に入所又は利用している就学前児童を保育料の算定対象人数に加えるには、<複数通園児童保育料軽減届出書>をご提出ください。
- すべてのお子さんが保育園に通園している場合は、届出書の提出は必要ありません。
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯の方が対象です。手帳及び受給証書の写しをご提出ください。
- ③ 所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額とします。
- ④ 保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢がかわっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。
- ⑤ 表中のD1～D11階層における所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除(0歳～15歳)及び特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とします。